

株主各位

会社名 株式会社ドミー
 代表者名 代表取締役社長 梶川勇次
 問合せ先 取締役管理本部長 杉浦直也
 TEL (0564) 25-1121

「第77回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社は、平成30年8月13日に株主の皆様へ発送いたしました「第77回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点が再度ございました。かさねての修正に謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正内容をお知らせいたします。

記

1. 修正箇所

「第77回定時株主総会招集ご通知」44ページ「会計監査人の監査報告書 謄本」の枠内「独立監査人の監査報告書」の一部

2. 修正内容（修正箇所には下線を付しております。）

【修正前】	【修正後】
<p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドミーの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの<u>連結会計年度の連結計算書類</u>、すなわち、<u>連結貸借対照表</u>、<u>連結損益計算書</u>、<u>連結株主資本等変動計算書</u>及び<u>連結注記表</u>について監査を行った。</p> <p><u>連結計算書類</u>に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して<u>連結計算書類</u>を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない<u>連結計算書類</u>を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から<u>連結計算書類</u>に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に<u>連結計算書類</u>に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p>	<p>当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドミーの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの<u>第77期事業年度の計算書類</u>、すなわち、<u>貸借対照表</u>、<u>損益計算書</u>、<u>株主資本等変動計算書</u>及び<u>個別注記表</u>並びに<u>その附属明細書</u>について監査を行った。</p> <p><u>計算書類等</u>に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して<u>計算書類及びその附属明細書</u>を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない<u>計算書類及びその附属明細書</u>を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から<u>計算書類及びその附属明細書</u>に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に<u>計算書類及びその附属明細書</u>に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p>

<p>監査においては、<u>連結計算書類</u>の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による<u>連結計算書類</u>の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、<u>連結計算書類</u>の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての<u>連結計算書類</u>の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、上記の<u>連結計算書類</u>が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、<u>株式会社ドミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類</u>に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>監査においては、<u>計算書類及びその附属明細書</u>の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による<u>計算書類及びその附属明細書</u>の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、<u>計算書類及びその附属明細書</u>の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての<u>計算書類及びその附属明細書</u>の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、上記の<u>計算書類及びその附属明細書</u>が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該<u>計算書類及びその附属明細書</u>に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	--

以 上